

基本計画部会第3ワーキンググループ審議結果

1 修正等が必要と考える箇所及び理由

(1) 第3-1-(2)ア「行政記録情報等の利活用の推進」

ビッグデータについては、本文において「国際的な動向も踏まえつつ、行政記録情報等を含むビッグデータの統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用について研究を進める。」とされているが、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）における取組の方向性に沿ったものであることがより明確となるよう、「国際的な動向も踏まえつつ、統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用することについて研究を進める。」に修正することが適当である。

(2) 第3-1-(2)イ「社会保障・税番号制度の統計への活用」

社会保障・税番号制度の個人番号については、別表において「その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。」とされているが、統計の作成のために個人番号の情報を活用するものであることがより明確となるよう、「その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用について検討する。」に修正することが適当である。

(3) 第3-1-(4)「統計基準等の見直し」

表章区分の在り方については、別表において「各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で」とされているが、表章区分の具体的内容が明確となるよう、「各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で」に修正することが適当である。

(4) 第3-2-(1)「統計リソースの確保のための取組」

統計リソースの確保のための取組については、各府省に共通する取組について一元的、効率的に推進するための方策として独立行政法人統計センターの機能を活用することも視野に入れ、別表に「また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組（一般用マイクロデータ（仮称）の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API機能の提供のためのデータ登録等）のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。」を追加することが適当である。

(5) 第3-2-(2)「調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携」

地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化等を図るための各府省の取組として本文に記載している「③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置」については、その他の「①国直轄調査の導入」、「②調査対象業種や調査系統の見直し」、「④地域別表章の充実・支援」、「⑤登録調査員の確保・育成」と平仄が合うよ

う、「③民間事業者のノウハウの活用」に修正することが適当である。

(6) 第3-2-(5)「民間事業者の活用」

民間事業者の活用については、本文において「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、適正に民間事業者を活用することが重要である。」とされているが、既に約8割の統計調査の何らかの業務において民間事業者の活用が図られている現状や民間事業者の活用の視点がより明確となるよう、「厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。」に修正することが適当である。なお、本文4段落目の「民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、」の部分については、重複するため削除することが適当である。

また、「民間事業者の体制といった点に留意する必要がある。」については、留意点がより明確となるよう、「民間事業者の履行能力といった点に留意する必要がある。」に修正することが適当である。

(7) 第3-2-(5)「民間事業者の活用」及び第3-3-(2)「統計の品質保証活動の推進」

「プロセス保証」については、「第1-5 統計データの透明化・オープン化の推進」、「第3-2-(5) 民間事業者の活用」及び「第3-3-(2) 統計の品質保証活動の推進」において用いられていることから、最初の「第1-5 統計データの透明化・オープン化の推進」の該当箇所の注釈として、「統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組」と追加することが適当である。なお、この注釈を追加することにより、「第3-3-(2) 統計の品質保証活動の推進」における本文の「統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である」と別表の「(統計調査の実施過程の管理方法等)」は削除することが適当である。

(8) 第3-3-(4)「統計リテラシー等の向上」

統計リテラシー等の向上については、本文において「統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。」とされているが、国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、統計教育を含めた幅広い取組の着実な実施が必要であることから、「統計リテラシーを重視した統計教育や統計教育等を通じた統計倫理の涵養が重要である。」に修正するとともに、「統計リテラシー」及び「統計倫理」にそれぞれ注釈を追加することが適当である。

(9) 第3-4-(1)「調査票情報等の提供及び活用」

調査票情報等の提供及び活用については、本文において「調査票情報等の提供及び

活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるオンラインの利用やプログラム送付型による集計・分析への段階的な移行」、別表において「調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期する観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、オンライン利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンライン利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。」とされているが、諸外国におけるリモートアクセスの導入状況等も踏まえた上で、新たな利用方法について政府一体となった取組が行われるよう、本文を「調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行」に修正した上で、この段落の最後に「その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。」を追加するとともに、別表を「調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期する観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指し、当該利用方法の役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。」に修正することが適当である。

(10) 第3-4-(2)「政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進」

政府統計共同利用システムの統計情報データベースについては、別表において総務省が「登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。」とされているが、各府省の協力を得て実施することが明確となるよう「登録作業の簡素化・支援方策を検討し、各府省の協力を得て、統計データ登録の促進を図る。」に修正することが適当である。

2 その他（提案事項）

第3ワーキンググループとしては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における実効性あるPDC Aの実行に対応するため、第1-3「経済・社会の環境変化への的確な対応」の三段落目に「さらに、骨太方針における実効性のあるPDC Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。」と追加することを提案する。

第3 ワーキンググループ審議結果を踏まえた新旧対照表

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(2) 行政記録情報等の利活用の推進

ア 行政記録情報等の活用

| 諮問案 | 修文案 |
|---|--|
| <p>【本文】</p> <p>さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、<u>行政記録情報等を含むビッグデータ</u> <small>(注5)</small> <u>の統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用</u>について研究を進める。</p> <p>(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ</p> | <p>【本文】</p> <p>さらに、統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、業務統計の作成・公表状況や行政記録情報等の統計への活用実態等を定期的に把握し、国民に情報を提供するとともに、未公表の業務統計の公表を促進するなどして、行政記録情報等の利活用を推進する。なお、国際的な動向も踏まえつつ、<u>統計データとビッグデータ</u> <small>(注5)</small> <u>を相互に結び付け、活用すること</u>について研究を進める。</p> <p>(注5) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ</p> |

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(2) 行政記録情報等の利活用の推進

イ 社会保障・税番号制度の統計への活用

| 諮問案 | | | 修文案 | | |
|--|------|------------------|--|------|------------------|
| 【別表】 | | | 【別表】 | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
| ○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を <u>検討</u> する。 | 関係府省 | 平成30年度末までに結論を得る。 | ○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計 <u>作成</u> における活用 <u>について</u> 検討する。 | 関係府省 | 平成30年度末までに結論を得る。 |

第3 公的統計の整備に必要な事項

1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(4) 統計基準等の見直し

| 諮問案 | | | 修文案 | | |
|---|------|--------------------|--|------|--------------------|
| 【別表】 | | | 【別表】 | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
| ○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。 | 総務省 | 平成 29 年度末までに結論を得る。 | ○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（年齢や事業所規模等）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。 | 総務省 | 平成 29 年度末までに結論を得る。 |

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの確保のための取組

| 諮問案 | | | 修文案 | | |
|---|------|-----------------|---|------|-----------------|
| 【別表】 | | | 【別表】 | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
| ○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 | 総務省 | 平成 26 年度から実施する。 | ○ 統計の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を果たすことが期待される独立行政法人統計センターのリソースを確保するよう努力する。 <u>また、各府省を支援する観点から、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に係る各府省に共通する取組(一般用マイクロデータ(仮称)の作成、オンサイト利用等による調査票情報の利用、API 機能の提供のためのデータ登録等)のうち、専門的な技術や知見を要し、一元的な検討・実施が効果的かつ効率的な事項については、独立行政法人統計センターの機能を最大限活用できるよう措置する。</u> | 総務省 | 平成 26 年度から実施する。 |

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(2) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

| 諮問案 | 修文案 |
|--|--|
| <p>【本文】</p> <p>このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p> | <p>【本文】</p> <p>このような状況を踏まえ、各府省では、地方公共団体及び統計調査員の業務量の軽減や平準化、地方公共団体における統計の作成の支援等を図るため、①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウの活用、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p> |

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(5) 民間事業者の活用

| 諮問案 | 修正案 |
|--|---|
| <p>【本文】</p> <p>厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、<u>適正に民間事業者を活用することが重要</u>である。</p> <p>一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。</p> <p>また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の<u>体制</u>といった点に留意する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、民間事業者の活用については、<u>民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識</u>として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、後記3(2)統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日改正)に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</p> | <p>【本文】</p> <p>厳しい財政状況の下、限られた統計リソースの有効活用や、地方公共団体及び統計調査員の業務量の負担軽減を図るためには、<u>優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要</u>である。</p> <p>一方で、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務を国自らが行うことが必要である。特に、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがある統計調査については、民間事業者の活用の可能性を、慎重かつ十分に検討することが必要である。</p> <p>また、民間事業者の活用に当たっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等を前提としつつ、民間事業者の<u>履行能力</u>といった点に留意する必要がある。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、民間事業者の活用については、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、これまでの取組の更なる定着促進を図るとともに、後記3(2)統計の品質保証活動の推進結果を踏まえ、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成24年4月6日改正)に、プロセス保証の考え方を導入する方向で検討する。</p> |

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

5 統計データの透明化・オープン化の推進

| 諮問案 | 修文案 |
|--|--|
| <p>【本文】 統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。</p> <p>また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^{（注1）}の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実にに向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。</p> <p>（注1） 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式 [API (Application Programming Interface)] で提供する機能</p> | <p>【本文】 統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証^{（注1）}の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。</p> <p>また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^{（注2）}の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実にに向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。</p> <p>（注1） 統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組</p> <p>（注2） 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式 [API (Application Programming Interface)] で提供する機能</p> |

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(2) 統計の品質保証活動の推進

| 諮問案 | 修正案 | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|-----------------|------|---|---------|-----------------|--|------------|------|------|---|---------|-----------------|
| <p>【本文】</p> <p>利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成23年4月8日改正）に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。</p> <p>しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として、<u>統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である「公的統計のプロセス保証」</u>を、品質保証活動に導入することが有効である。</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="188 1042 1075 1366"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証（<u>統計調査の実施過程の管理方法等</u>）を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成27年度末までに実施する。</td> </tr> </tbody> </table> | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | ○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証（ <u>統計調査の実施過程の管理方法等</u> ）を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 | 総務省、各府省 | 平成27年度末までに実施する。 | <p>【本文】</p> <p>利用者のニーズに対応した公的統計の作成及び提供、その品質の表示並びに評価及び改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す品質保証の活動は、社会経済情勢の変化等に的確に対応した統計を効率的に作成する上で重要な取組である。各府省では、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成23年4月8日改正）に基づき、所管統計の品質表示・評価に関する取組に着手している。</p> <p>しかし、各府省の品質保証活動に関する取組、特に品質評価に関する取組は、必ずしも十分な成果を挙げるに至っておらず、取組の強化が必要となっている。</p> <p>また、「経済財政運営と改革の基本方針」においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、その一環として「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="1167 1042 2054 1366"> <thead> <tr> <th>具体的な措置、方策等</th> <th>担当府省</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。</td> <td>総務省、各府省</td> <td>平成27年度末までに実施する。</td> </tr> </tbody> </table> | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | ○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 | 総務省、各府省 | 平成27年度末までに実施する。 |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | | | | | | | | | | | |
| ○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証（ <u>統計調査の実施過程の管理方法等</u> ）を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 | 総務省、各府省 | 平成27年度末までに実施する。 | | | | | | | | | | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | | | | | | | | | | | |
| ○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。 | 総務省、各府省 | 平成27年度末までに実施する。 | | | | | | | | | | | |

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計調査環境の改善

(4) 統計リテラシーの向上

| 諮問案 | 修正案 |
|---|---|
| <p>【本文】</p> <p>国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、<u>統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」</u>や、<u>統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」</u>を重視した統計教育が重要である。各府省は、教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。</p> | <p>【本文】</p> <p>国民の統計調査に対する協力意識を高めるためには、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において、<u>統計リテラシー^(注▲)を重視した統計教育や統計教育等を通じた統計倫理^(注■)の^{かん}涵養が重要である。</u>そのため、各府省は教員に対する研修内容の充実を図るとともに、各府省ホームページにおける学習サイトの充実・見直し等の取組を進めている。</p> <p>(注▲) <u>統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力をいう。</u></p> <p>(注■) <u>統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、統計データを適切に利用するために必要な意識、倫理観をいう。</u></p> |

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用

(1) 調査票情報等の提供及び活用

| 諮問案 | 修正案 |
|--|--|
| <p>【本文】</p> <p>このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるオンラインの利用やプログラム送付型による集計・分析への段階的な移行、②匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実、③オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討を進める。</p> <p>また、「統計データ・アーカイブ（仮称）」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p> | <p>【本文】</p> <p>このため、調査票情報等の提供及び活用については、セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、<u>諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、①調査票情報の提供におけるリモートアクセス（注●）を含むオンライン利用（注▼）やプログラム送付型集計・分析（注◆）への段階的な移行、②匿名データの作成及び提供における提供対象統計調査の種類や年次の追加等によるサービスの充実、③オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討を進める。その際、効率性及び利便性の観点から、政府一体として一元的な取組を推進する。</u></p> <p>また、「統計データ・アーカイブ（仮称）」については、調査票情報等の提供及び活用の促進の基礎として、引き続き具体化に向けた検討を進め、早期に結論を得る。なお、今後も引き続き、調査実施部局における調査票情報等の適切な保管を徹底する。</p> <p><u>（注●） 利用者が、通信回線を経由して、遠隔操作により調査票情報の集計・分析を行うもの。遠隔操作は管理者の制御下に置かれており、行政機関等の管理者の許可なく集計・分析結果の印刷・複写を行うことはできない。</u></p> <p><u>（注▼） 行政機関等の管理者が指定する場所及び機器により、調査票情報の集計・分析を行うもの。</u></p> <p><u>（注◆） 利用者が、テストデータを参照して集計・分析のためのプログラムを作成し、行政機関等の管理者側において当該プログラムを実行し、集計・分析結果を利用者に提供するもの。</u></p> |

| 諮問案 | | | 修正案 | | |
|---|---------|-----------------|--|---------|-----------------|
| 【別表】 | | | 【別表】 | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
| ○ 調査票情報の提供及び活用については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、 <u>オンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指す。このため、オンサイト利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析の実用化に向けた検討を行う。</u> | 総務省、各府省 | 平成 26 年度から検討する。 | ○ 調査票情報の提供については、セキュリティ確保に万全を期す観点から、調査票情報の貸渡しによる利用方法から、 <u>リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析への段階的な移行を目指し、当該利用方法の役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。</u> | 総務省、各府省 | 平成 26 年度から検討する。 |

第3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用

(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

| 諮問案 | | | 修正案 | | |
|---|------|---------------|--|------|---------------|
| 【別表】 | | | 【別表】 | | |
| 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 | 具体的な措置、方策等 | 担当府省 | 実施時期 |
| ○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。 | 総務省 | 平成26年度から実施する。 | ○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、 <u>各府省の協力を得て</u> 、統計データ登録の促進を図る。 | 総務省 | 平成26年度から実施する。 |

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

3 経済・社会の環境変化への的確な対応

| 諮問案 | 修文案 |
|--|--|
| <p>【本文】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、<u>同閣議決定</u>における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p> | <p>【本文】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。<u>以下「骨太方針」という。</u>)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、<u>骨太方針</u>における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p><u>さらに、骨太方針における実効性あるPDCA^(注△)の実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。</u></p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p> <p>(注△) 計画(Plan)－実施(Do)－点検・評価(Check)－施策の改善(Action)のサイクル</p> |

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日時 平成25年11月11日（月）13:25～15:35

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員（座長）、川崎委員、野呂委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、
澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 第3ワーキンググループにおける審議の進め方について
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第3ワーキンググループにおける審議の進め方について

事務局から資料1と参考にに基づき、第3ワーキンググループにおける審議の進め方、
審議の重点ポイントについて説明が行われ、了承された。

- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

事務局から資料2に基づき、第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度統計法施行状況に
関する審議結果との比較について、各項目の逐次説明、意見交換が行われ、修正部分
については、次回のWGで修正案を示し議論することになった。主な意見等は、次の
とおり。

- i) 行政記録情報等の活用

事務局から資料3の説明が行われた。

- ・「統計データのビッグデータへの活用について」とあるが、趣旨が分からない。仮
に公的統計のマイクロデータの様なものをビッグデータとして提供することを想定
しているのであれば、漏洩などのリスクや法制度上の課題もある。削除した方が
良いのではないか。

→統計データとビッグデータを相互に結び付けるという主旨を反映するために記載

しているところ。今後の研究などにより、統計法上の整理などが必要となるようであれば、その点についても検討していく必要があると考えている。

ii) 社会保障・税番号制度の統計への活用

- ・個人番号の利用に関して懸念する向きもあるが、それにも配慮した上で、統計における利活用の検討をすることは必要。
 - ・個人情報の利用は、統計を精緻化するためには必要と思われるので、プライバシーには慎重に配慮しつつも、統計精度向上の観点から検討を進めていただきたい。
 - ・各府省は個別の統計ごとの利用方法を考えるべきではあるが、並行的に、制度的に実施が可能かどうかの検討も重要ではないか。パブリックコメントの意見にもあるように、制度的に実施できるのかどうか、大きな議論となるところ、制度的な問題はどこかが中心になって考えなければならない。
- 制度的な検討を行う上では統計ごとに個人番号を利用することによる具体的なメリットの整理が必要になってくる。統計法を所管している総務省としても必要があれば各府省の意見を取りまとめて検討を行う。
- 別表を修正する必要はないが、制度的な問題が出てくることも想定される。その場合は総務省が中心となって対応するという理解でよいのではないか。

iii) 統計基準等の見直し

- ・「表章区分」については、何の表章区分か漠然としていて分かりにくいいため、補足説明が必要ではないか。

iv) 調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携

- ・「③民間事業者のノウハウを活用したコールセンターの設置」とあるが、民間事業者の活用はコールセンターの設置のみに限られると誤解が生じる可能性があるため、表現を検討してほしい。
- 民間活用の主なものがコールセンターになることは事実だが、それが全てではない。

v) 民間事業者の活用、統計の品質保証活動の推進

- ・「民間事業者の体制」について、民間事業者の受託可能性があるのかどうか、実施体制が十分なのかどうか、などのような表現の補足が必要ではないか。
- 一社だけではなくコンソーシアムとして受託しているケースもあるので、該当箇所の「体制」については、受託可能性、実施可能性、履行可能性等の説明を追記するなどの検討をしたうえで、次回提示したい。
- ・「プロセス保証」という言葉は注釈を追加する必要があるのではないか。
- 3の(2)の記述を追加するなど、分かりやすい表現を検討したい。
- ・民間事業者の活用について、諮問案は現行の基本計画よりも簡素で後退したような印象を受ける。8割以上の統計で民間事業者が活用されているという実態を踏

- まえば、ポジティブな表現にしたほうが実情に合うのではないか。
- 調査を行っている現場の観点からすると、リソースの問題もあるので、さらに民間を活用することが重要などの文言を本文に追記していただきたい。
- 民間委託をすれば競争でコストが安くなるという一面もあるが、課題も多くある。国際的にも日本ほど民間事業者を活用している国はほとんどなく、行き過ぎて活用している感も否めない。調査に応じて適正に行うべきであり、「民間活用を拡大すればすべてが良い」と誤解するような書き方は避けるべき。
- 現行の基本計画に記載されている国勢調査や経済センサス、労働力調査や小売物価統計調査などの例示も、諮問案の趣旨に含まれているという理解でよいか。
- その通り。
- そうであれば、現行計画の内容は諮問案に全て含まれていることから、後退しているとは言えない。民間活用はあくまで統計精度の維持・向上のためであることが重要であり、より良く民間事業者を活用できればと考えている。

vi) 統計リテラシー等の向上

- ・一般用マイクロデータ（仮称）の作成について、各府省がただちに取り組むのは困難な状況であり、まずは先行している総務省統計局が情報提供を行うのが現実的ではないか。
- 統計センターでは擬似マイクロデータを試行的に作成しており、一般用マイクロデータ（仮称）について、各府省への支援が可能か確認し、次回会合で報告したい。
- ・「統計倫理」は、統計関連学会ではデータ利用や分析などを行う際における注意点として理解されており、「統計調査への協力」は含まれないのではないか。表現の検討が必要と思われる。

vii) その他

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2013」には、実効性のあるPDCAの徹底として、政策評価に必要な統計整備を進める旨が記載されている。重要な動きであるので、当該記載に対する統計作成側の対応を第Ⅱ期基本計画諮問案に追記する必要があるのではないか。
- 諮問案の第4「2 各種法定計画等との整合性及び的確な情報提供の推進」において、政府の各種法定計画等に掲げられた「証拠に基づく政策立案」の推進の観点から、連携した取組が必要である旨が記載されている。本件は基本計画部会全体に及ぶ大きな話であり、ご指摘を踏まえて検討したい。
- 諮問案の第1に追記することも考えられるだろう。

(3) その他

i) 社会情勢を踏まえて追加すべき事項

資料1の「社会情勢を踏まえて追加すべき事項」について、意見があれば、11月18日（月）までに事務局にご連絡いただきたい。

ii) 次回の会合は、11月25日(月)の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回） 議事概要

1 日 時 平成25年11月25日（月）16:30～18:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、川崎委員、野呂委員、椿臨時委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：横山統計企画管理官、山田統計審査官、
澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 前回WGにおける議論の確認
- (2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (3) 第3WG審議結果案について
- (4) その他

5 議事概要

(1) 前回WGにおける議論の確認

i) 事務局から資料1に基づいて説明が行われ、委員から再度考慮すべきとの意見があった箇所については、意見を踏まえて再修正することとされた。主な意見等は次のとおり。

・「統計リテラシーの向上」の修正案に関する趣旨は賛成だが、分かりづらい表現となっているので、「統計倫理を重視する」ことが分かりやすくなるように整理してほしい。

→一つの文章で多くのことを詰め込みすぎている感がある。

→「統計リテラシー」や「統計倫理」の説明は、現行計画の中では注意書きとして記載されている。現行計画と同様に注意書きとするなどの修文で対応したい。

・「経済・社会の環境変化への的確な対応」の修正案について、PDCAのために新たな統計を作ることが強調されているようにも捉えられるのではないかと。新たな統計を作成するだけでなく、既存の統計を有効に利用することを含めた表現に

改める必要があるのではないか。

- ii) 前田委員からの意見（「行政記録情報を保有する官庁から、必要とする統計作成官庁へ移送する手続き・手法の検討を行う」こと及び「統計作成官庁のニーズに沿って、行政記録情報を保有する官庁がオーダーメイド集計を行う道筋について検討を行う」ことについて。）を事務局が口頭説明した。主な意見等は次のとおり。
- ・前田委員の意見は非常に重要な指摘であり、今回の諮問案においても、その趣旨の事項が書かれてある。
 - ・前田委員の意見は具体的なテーマを挙げているように思われるが、諮問案のどこに含まれているか。
- 諮問案の「行政記録情報等の統計への活用実態等について、府省間の情報共有を図るとともに、各府省と連携して行政記録情報等を活用するに当たっての課題等を整理し、解決のための方策を検討する。」の中に、前田委員の意見の「移送する手続き・手法」の課題が含まれると理解している。
- 諮問案の「また、特別集計による税務データの活用可能性については」で、前田委員の意見に関して具体的な問題を提起している。

(2) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

- i) 廣松座長から「リモートアクセス」について審議ポイントに加えることが提案され、事務局から参考2と席上配布資料に基づいて、総務省政策統括官室から資料2に基づいて、それぞれ説明が行われた。審議の結果、リモートアクセスを目指すことを追加した上で修正することとされた。主な意見等は次のとおり。
- ・今後、二次利用拠点の拡大を考えると、セキュリティの管理を中央で集中的に行う「リモートアクセス」を導入することが、費用削減の面からも有効ではないか。そしてオンサイト利用は、より高いレベルが必要とされる場合に限定されていくのではないか。利用する側から考えると、セキュリティの確保を中央でどのように行うかに関心がある。
 - ・現在の調査票情報はデータの「貸渡し」の形をとっているが、今後はオンサイトやリモートアクセスに移行することになると理解して良いか。
- すぐに移行するのは難しいが、現在の貸渡し形式から段階的に移行していきたい。
- ・時間がかかると思うが、席上配布資料に記された課題である、「セキュリティの確保、コスト抑制」、「利用申請・審査の効率化」、「ガイドラインの整備」、「利用の拡大、推進」を検討して進めていただきたい。
- ii) 前回WGにおいて議論された、調査票情報の提供等における統計センターの各府省への協力について、総務省統計局から資料3に基づいて説明が行われ、審議の結果、その趣旨を追加した上で修正することとされた。また、委員から意見があった箇所については、意見を踏まえて修正をすることとされた。主な意見等は次のとおり。

- ・二次利用の窓口が各府省にあるため、システム監査等の対応が煩雑となっている。統一的な窓口が設置されれば、利用者負担が軽減されることになるため、利用者から歓迎されると考える。
 - ・資料3の内容について、その方向で結構だと思う。当省は事業所・企業を対象にした調査を行っており、世帯系の調査とは違う課題が出てくると思うが、まずは先行している総務省のノウハウを勉強していくことかと考えている。
 - ・参考2の「統計データの有効活用」の別表の担当府省について、中心的な役割を果たすのは総務省だと思うが、それぞれの統計データを所管する各府庁の役割も重要であり、担当府省に各府省も追加した方が別表の他の事項とのバランスも取れるのではないかと。また、現在の基本計画の中では、二次的利用の実績や計画について統計委員会に報告すると書いてある。第二次基本計画には明示されていないが、施行状況報告は続くと理解して良いか。
- 国民に対する有用な統計データの提供を推進する旨を各省共通の指針として本文に盛り込んでおり、別表の事項についても、各府省の協力を得ながら進めていく。なお、施行状況報告については、形式は若干変わるかもしれないが今後も続ける。

(3) 第3WG審議結果案について

事務局から資料4に基づいて説明が行われ、本日の審議の結果を踏まえて修正したものを委員にメール等で提示した上で、第3WGの報告として取りまとめることとされた。主な意見等は次のとおり。

- ・資料4の(5)「民間事業者の活用」について、政策統括官室が取りまとめている資料によると、民間事業者が実査に関わっている統計調査は5割ほどであるので、「何らかの形で関わっている統計調査が8割」などのような形に修文してほしい。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>